

北杜市再生可能エネルギー設備設置費 補助金のご案内（令和6年度版）

～令和6年3月31日までに 機器の設置を完了された方～

市では、二酸化炭素を排出しない自然エネルギーの普及促進と、地球温暖化を防止する取組みとして、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入を促進するため、5種類の機器に対して予算の範囲で助成を行います。

○補助制度の対象機器・補助額・機器要件

■補助対象機器・補助金額

- ・一般住宅、公民館分館

対象機器	補助額	備考
住宅用太陽光発電システム	太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満の太陽光発電システム システムのモジュールの出力(kW)※に17,000円を乗じて得た額。 上限160,000円	機器の設置完了日から、 1年以内に申請が必要。 ●太陽光発電システムの場合、保証書発行日・電力受給契約日のうち申請日に近い日付とする。
強制循環型太陽熱利用システム (太陽熱温水器) ●自然循環型は対象外	1システム当たり 50,000円	新品で未使用の機器が対象です。
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	1基当たり 50,000円	
定置用リチウムイオン蓄電池 (家庭用リチウムイオン蓄電池)	1基当たり 100,000円	
木質ペレットストーブ ●薪兼用ストーブは対象外	1基当たり 30,000円	

※小数点以下1位未満切り捨て

・事業所

対象機器	補助額	備考
住宅用太陽光発電システム	太陽電池の最大出力の合計値が 10kW 未満の太陽光発電システム システムのマジュールの出力(kW)※に 17,000円を乗じて得た額。 上限160,000円	機器の設置完了日から、 1年以内に申請が必要。 ●太陽光発電システムの場合、保証書発行日・電力受給契約日のうち申請日に近い日付とする。
定置用リチウムイオン蓄電池 (家庭用リチウムイオン蓄電池)	1基当たり 100,000円	新品で未使用の機器が対象です。

※小数点以下1位未満切り捨て

■複数機器の申請

一建築物につき一機器のみ補助金交付申請をすることができます。ただし、住宅用太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池を同時に同一建築物に設置した場合に限り、同時に補助金交付申請をすることで両機器を補助対象とすることができます。(機器を個別に計算し合算する。上限250,000円)

なお、所有する建築物の北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金の受給歴については環境課および各総合支所の窓口にて、ご本人様確認(建築物の所有者または所有者の同居親族であること)のうえ、お答えしています。

■補助対象者

・一般住宅

- (1) 北杜市に住民登録を行っている者
- (2) 北杜市内の住宅(併用住宅を含む。)に補助対象機器を設置した者(当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の同意書、又は当該住宅が共同所有である場合は、共同所有者全員の同意書が提出できる者。ただし、当該住宅の所有者又は共同所有者と生計を一にし、当該住宅に居住する者に限る。)
- (3) 市税及び市債務を滞納していない者(住宅の全ての所有者も対象とする。)
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者(住宅の全ての所有者も対象とする。)

・事業所(事業者ごとに、同一年度内において1つの建物のみ交付対象となります。)

- (1) 北杜市内に所有する事業所(併用住宅を含む。)に補助対象機器を設置した事業者(北杜市内で事業を営む法人又は個人事業主をいう。以下同じ。)。ただし、当該事業所が共同所有である場合は、所有者全員の同意書が提出できる事業者に限る。
- (2) 市税及び市債務を滞納していない事業者(事業所の全ての所有者を対象とする。)
- (3) 本補助金の交付決定を交付決定日の属する年度内に受けていない事業者
- (4) 代表者、役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)、使用人そ

その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者及びその運営又は経営に暴力団員又は暴力団関係者が参画していない者

・北杜市公民館分館

公民館分館を所有し、又は管理している団体（補助対象機器に対して、国の住宅用太陽光発電導入支援補助金以外の補助金交付を受けた団体を除く。）

■補助交付の申請 ※チェックリストをご活用ください。

機器の設置完了日から1年以内に、北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、提出してください。

機器製造会社、販売店、施工店、電力会社等が発行する書類やカタログについては、発行者により様式や記載内容は様々です。補助金の審査にあたり、記載内容が不足する場合は、下記以外にも資料の提出を求める場合があります。ご了承ください。

・共通（一般住宅、事業所、北杜市公民館分館）

- (1) 補助対象機器を構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し（パンフレット等）
- (2) 機器の設置費に係る領収書（購入品の記載があること）の写し又は経費内訳が明記されている書類（契約書等）の写し
- (3) 補助対象機器の保証書（お客様控え）の写し（保証が有効な状態であること。）
- (4) 機器の設置状況及び建築物全体を示すカラー写真（写真のイメージ図 1、2を参照）
- (5) 同意書（様式第2号。申請者以外の全ての建築物の所有者のみ提出する。）
- (6) 建築物の所有状況を証明できる登記事項証明書（建物）（申請時から起算して3箇月以内の書類かつ登記官の印影があるもの。）

※太陽光発電システムにおいて、パネル設置場所が自宅の屋根以外の場合、その建物又は土地の所有者がわかる証明書および敷地内の配置図等が必要となる。

- (7) 納税証明書（様式第3号。申請の日から起算して3箇月前までに発行されたもの。申請者及び申請に係る建築物の共同所有者全員のもの。）
- (8) 設置場所の案内図（過去に北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金を受けた建物が同一敷地内にある場合は、敷地内の配置図を添付し、申請建物を図示すること）
- (9) 電力会社発行の設備情報が記載された書類の写し（太陽光発電システムまたは、太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電池を同時に申請する場合に提出する。）

※東京電力パワーグリッド（株）と契約する場合は、「接続契約のご案内」が該当します。その他の法人と契約する場合はご相談ください。

(10) その他市長が必要と認める書類

※定置用リチウムイオン蓄電池のみを申請する場合は、太陽光発電設備の接続契約や売電契約が確認できる書類（「接続契約のご案内」や「電力会社発行の購入電力量のお知らせ」等）の写し及び太陽光発電設備のモジュール出力が確認できる書類

※申請者本人以外（家族、事業者等）が提出する場合は、申請手続代行者選任届（様式第8号）の提出が必要です。

- 一般住宅（共通に加えて必要となるもの）
住民票（申請時から起算して3箇月以内の書類とする。住宅の所有者が申請者と異なる場合は住民票の謄本。）
- 事業所（共通に加えて必要となるもの）
法人登記簿謄本（申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。）又は個人事業主であることを確認できる書類（事業所得に関する税申告書類等）

■機器要件

新品で未使用の機器であること。

機 器	内 容
太陽光発電システム	住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで係し、かつ、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下1位未満は切捨てる）が10kW未満の太陽光発電システムをいう。
強制循環型太陽熱利用システム （太陽熱温水器）	住宅の屋根等に設置し、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、主に給湯に利用するシステムをいう。
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器 （エコキュート）	住宅用として設置し、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器であって、以下の条件を満たすものをいう。CO ₂ 冷媒を使用している未使用の給湯器で、次のいずれかに該当するもの (1) ふろ保温機能のある機種で、日本工業規格JIS C 9220（以下単に「JIS規格」という。）に基づく年間給湯保温効率が2.7以上であること。 (2) ふろ保温機能のない機種で、年間給湯効率JIS規格が3.1以上であること。 (3) 特殊仕様（寒冷地・塩害地向け機種）、薄型2缶タイプ、角型1缶タイプ、容量が240リットル未満の小容量タイプ、一体型タイプ及び多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率（JIS規格）若しくは年間給湯効率（JIS規格）が2.4以上であること又はそれに準じた性能を持つと市長が認めるもの
定置用リチウムイオン蓄電池	(1) 蓄電容量4.0kwh、定格出力1500W以上であること。 (2) 太陽光発電システム（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10KW未満であるものに限る）との併設であること。
木質ペレットストーブ	木質ペレット（おが粉状にした木材に圧力を加え円柱状にしたもの）のみを燃料とする仕様である暖房機器をいう。

■補助対象機器設置後の使用状況に関するアンケート等の回答

補助金の交付者には、対象機器設置後に使用状況等について、アンケート調査等に協力していただきます。

■計画変更・中止届

計画を変更する場合や中止する場合は届出をしてください。

■財産処分の制限

下記の法定耐用年数期間内に補助対象機器を処分する場合は、あらかじめ市長の承認を得る必要があります。また、補助対象機器を法定耐用年数の期間内に処分する場合は、使用しない期間に応じて補助金の返還が必要となります。

対象機器	耐用年数
太陽光発電システム	17年
強制循環型太陽熱利用システム (太陽熱温水器)	15年
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	6年
定置用リチウムイオン蓄電池	6年
木質ペレットストーブ	6年

■申請書の提出先

環境課（本庁舎）またはお近くの総合支所窓口へご提出ください。

申請者本人以外（家族、事業者等）が提出する場合は、申請手続代行者選任届（様式第8号）の提出が必要です。

北杜市 市民環境部 環境課 ゼロカーボン推進担当
TEL 0551-42-1341 FAX 0551-42-1123

○補助金申請チェックリスト（R6.4.1以前の設置）

補助金の額

分類	補助金の額
太陽光発電システム	太陽電池出力(kW) [*] ×1万7千円(上限16万円)
太陽光発電システム+ 定置用リチウムイオン蓄電池	太陽電池出力(kW) [*] ×1万7千円(上限16万円) 定置用リチウムイオン蓄電池(10万円) (合計の上限25万円)
強制循環型太陽熱利用システム	5万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器	5万円
定置用リチウムイオン蓄電池	10万円
木質ペレットストーブ	3万円

※太陽電池出力=太陽電池モジュールの合計出力値。小数点以下1位未満切捨て。

申請に必要な書類

↓チェック欄(書類がそろっているかご確認ください)

<共通>

- 北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付申請書(様式第1号)
- (1) 機器の型式、出力等が確認できる書類の写し(パンフレット等)
- (2) 設置費にかかる領収書の写し、または経費の内訳が明記されている書類の写し(契約書等)
- (3) 機器の保証書の写し(すべての項目が記載され有効な状態であること)
- (4) 住宅全体の写真及び機器の設置状況を示す写真。←補助対象機器の写真イメージ図1.2参照(いずれもカラー写真であること。A4サイズの用紙に印刷する、又は貼り付ける)
- (5) 同意書(様式第2号)
設置する建築物に共同所有者がいる、又は建築物の所有者が申請者と異なる場合に提出
- (6) 登記事項証明書(原本。申請日より3ヶ月以内に発行されたもの)
太陽光発電設備において、パネル設置場所が自宅の屋根以外の場合は、設置した建物および土地の所有者がわかる登記事項証明書と図面(敷地内配置)を追加で提出すること。

登記事項証明書(家屋)交付場所 ・ 法務局 ※Web出力は不可

- (7) 納税証明書(様式第3号、未納のない証明書。申請日より3ヶ月以内に発行されたもの)申請者、及び建築物の所有者全員のものを提出すること。

納税証明書交付窓口 ・ 収納課(市役所) ・ 各総合支所

- (8) 設置場所の案内図(住宅の位置がわかる住宅地図等)
同一敷地内に本補助金の交付実績がある家屋がある場合は建物配置図
- (9) 太陽光発電設備を申請する場合
電力会社が発行する設備情報が記載された書類の写し(「接続契約のご案内」または「受給契約申込書(電力会社が承諾済みで、電力会社記入欄に漏れなく記入があること)」)
- (10) 定置用リチウムイオン蓄電池のみを申請する場合
太陽光発電設備の売電契約(余剰)が確認できる書類の写し(「購入電力量のお知らせ」等)
併設されている太陽光発電設備容量(モジュールが10kw未満)が確認できる書類

<一般住宅>(共通項目に加えて必要となるもの)

- 住民票(原本。所有者が申請者と異なる場合は謄本。申請日より3ヶ月以内に発行されたもの)

住民票交付窓口 ・ 市民課(市役所) ・ 各総合支所

<事業所>(共通項目に加えて必要となるもの)

- 法人登記簿謄本(原本。申請日より3ヶ月以内に発行されたもの)又は個人事業主であることを確認できる書類(事業所得に関する税申告書類等)

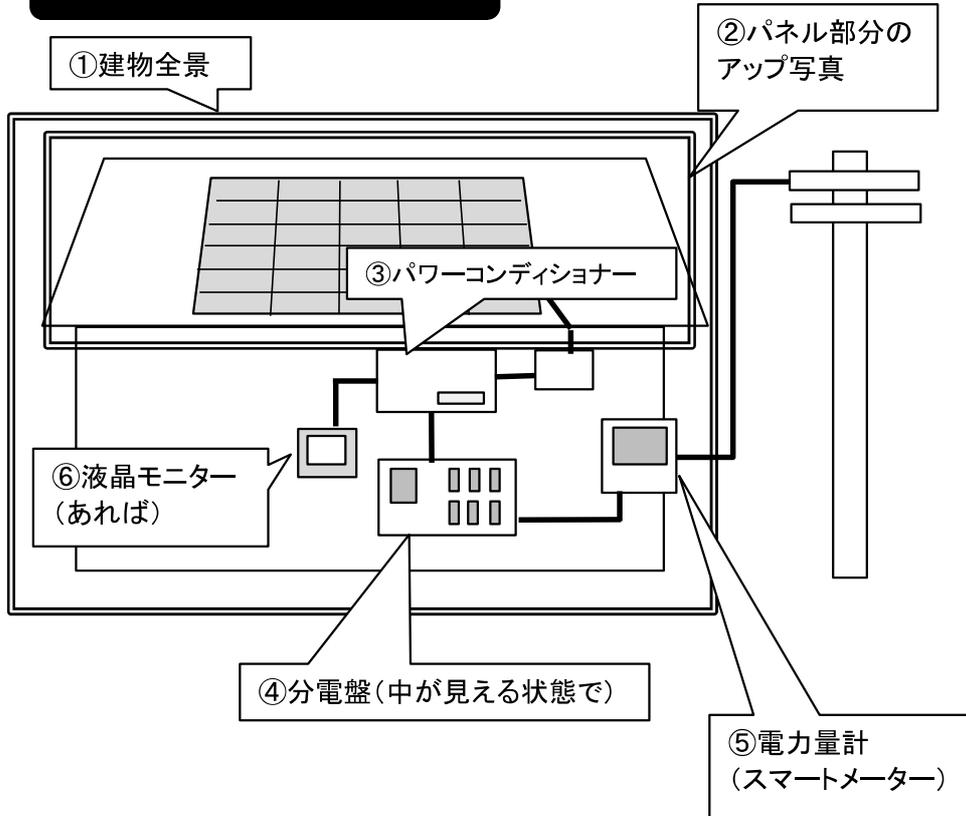
<その他>(申請手続きを代行する(申請者本人以外が提出する)場合)

- ⑬ 補助金交付申請手続代行者選任届(様式第8号)、及び本人確認書類の提示

補助対象機器の写真のイメージ図1

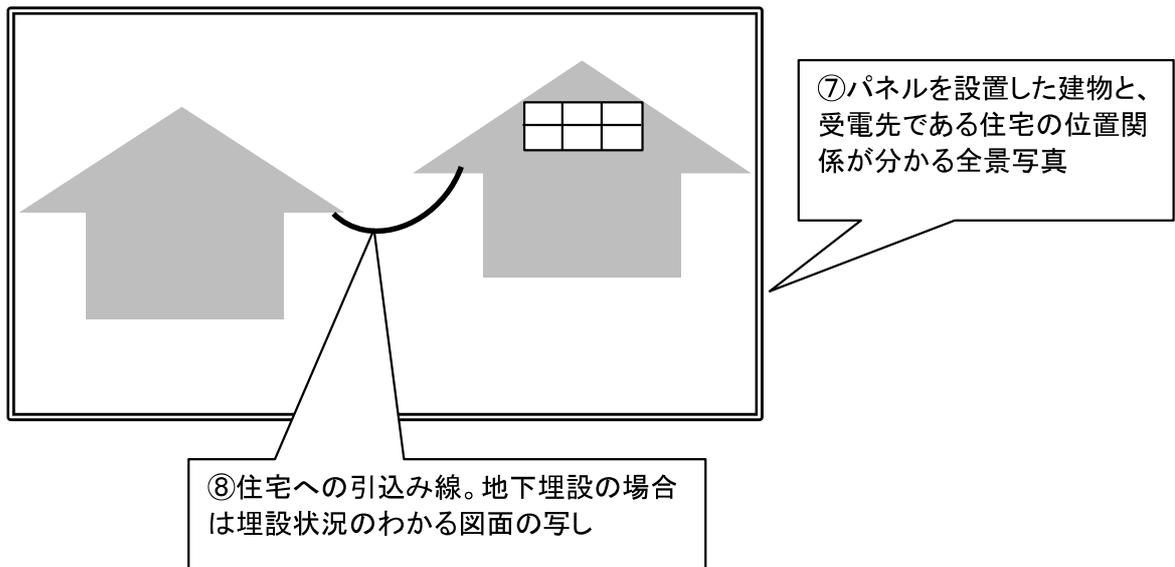
《住宅用太陽光発電システムの場合》

1. 住宅の屋根に設置した場合



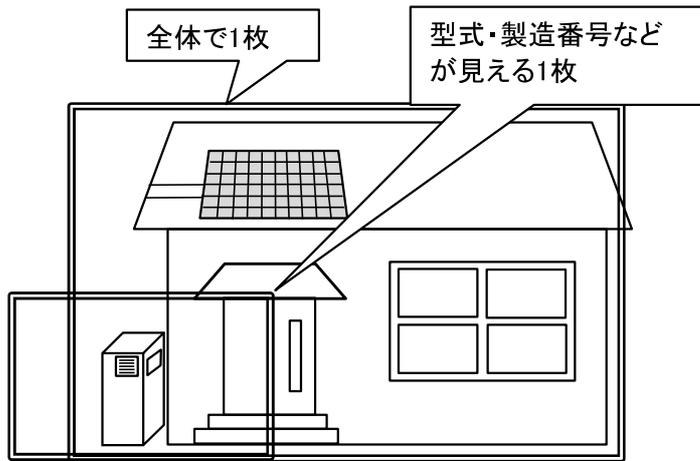
2. 同敷地内の附属家等に設置した場合

上記①～⑥の写真に加えて、以下の写真も必要となります



裏面につづく→

補助対象機器の写真のイメージ図2



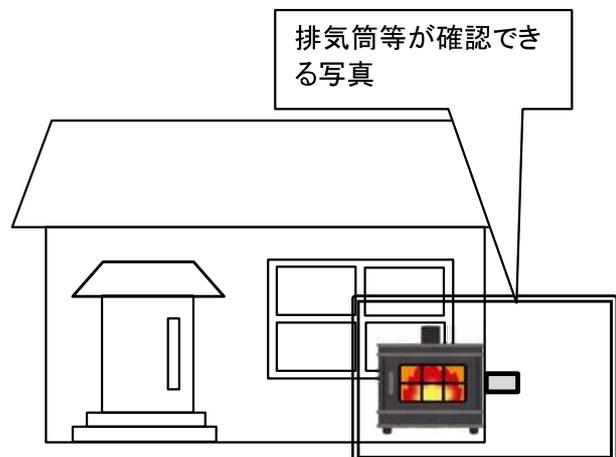
《強制循環型太陽熱利用システムの場合》



《定置用リチウムイオン蓄電池の場合》



《CO2冷媒ヒートポンプ給湯器の場合》
(エコキュート)



《木質ペレットストーブの場合》

年 月 日

北杜市長 様

(申請者)

住所

氏名

電話

北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付申請書

北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金の交付を受けたいので、北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付要綱第5条各項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付要綱第3条に定める補助要件を確認するため、市が住民基本台帳、固定資産課税台帳及び市に対する納入金に係る滞納等について照合を行うことに同意します。

1 設置場所

2 設置完了日

- | | | | |
|----------------------|---|---|---|
| (1) 太陽光発電システムと蓄電池 | 年 | 月 | 日 |
| (2) 太陽光発電システム | 年 | 月 | 日 |
| (3) 強制循環型太陽熱利用システム | 年 | 月 | 日 |
| (4) 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器 | 年 | 月 | 日 |
| (5) 定置用リチウムイオン蓄電池 | 年 | 月 | 日 |
| (6) 木質ペレットストーブ | 年 | 月 | 日 |

3 設置補助対象機器及び補助金交付申請額

円（下記表中欄と同額）

補助対象機器の種類	規格	補助金交付申請額
太陽光発電システムと蓄電池（上限25万円）	KW	円
太陽光発電システム（上限16万円）	KW	円
強制循環型太陽熱利用システム		円
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器		円
定置用リチウムイオン蓄電池		円
木質ペレットストーブ		円

4 建築の区分 新築住宅 既築住宅 事業所・店舗

5 世帯人数 人

6 添付書類

【共通】

- (1) 補助対象機器を構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し
- (2) 機器の設置費に係る領収書の写し又は経費の内訳が明記されている書類の写し
- (3) 補助対象機器の保証書の写し
- (4) 機器の設置状況及び建築物全体を示すカラー写真
- (5) 同意書（様式第2号。申請者以外の全ての建築物の所有者のみ提出する。）
- (6) 建築物の所有状況を証明できる登記事項証明書（建物）（申請時から起算して3箇月以内の書類とする。）
- (7) 納税証明書（様式第3号。申請の日から起算して3箇月前までに発行された証明書に限る。申請者及び申請に係る建築物の共同所有者全員の証明書を提出しなければならないものとする。）
- (8) 設置場所の案内図
- (9) 電力会社が発行する設備情報が記載された書類の写し（住宅用太陽光発電システムに限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

【一般住宅】

住民票（申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。）

【事業所】

法人登記簿謄本（申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。）又は個人事業主であることを確認できる書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

北杜市長 様

（同意者）

住 所

氏 名

電 話

（本人が自筆で署名してください）

同意書

法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、私が所有する建築物に以下の申請者が補助金対象システムを設置することを同意します。

1. 同意内容

設置場所住所	
建築物の形態	
申請（設置）者の住所	
申請（設置）者の氏名	
申請（設置）者との関係	

様式第3号（第5条関係）

納税証明書（未納がない証明書）

住 所

氏 名

市税、延滞金及び督促手数料について未納がありません。

税証第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 6 年 月 日

北杜市長 上村 英司

年 月 日

北杜市長 様

(申請者)

住所

氏名

電話

(住所、氏名は本人が自筆で署名してください。)

補助金交付申請手続代行者選任届

私は、次の者を代行者として選任しましたので、届出をいたします。
なお、代行者が行う手続について、一切の不服申立ては行いません。

代 行 者 (窓口に来る人)	
住 所	〒 —
ふりがな	
氏 名	
電 話 番 号	— —
申請者との関係	<input type="checkbox"/> 設置事業者又は販売事業者 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 親族 (続柄:) <input type="checkbox"/> その他 ()

※設置事業者又は販売事業者の方は、名刺等の添付をお願いします。

